

平成 30 年度予算案資料

医療的ケアが必要な障害児への支援について

これまでの動き

医療的ケアが必要な障害児について

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加
- しかし、医療的ケアが必要な障害児が利用できるサービスは限定

【医療的ケア児数(H27.5)】
 ・全国で約1.7万人と推計(厚労省研究班報告)
 ・人口比率より、都内では約1,600人と推計

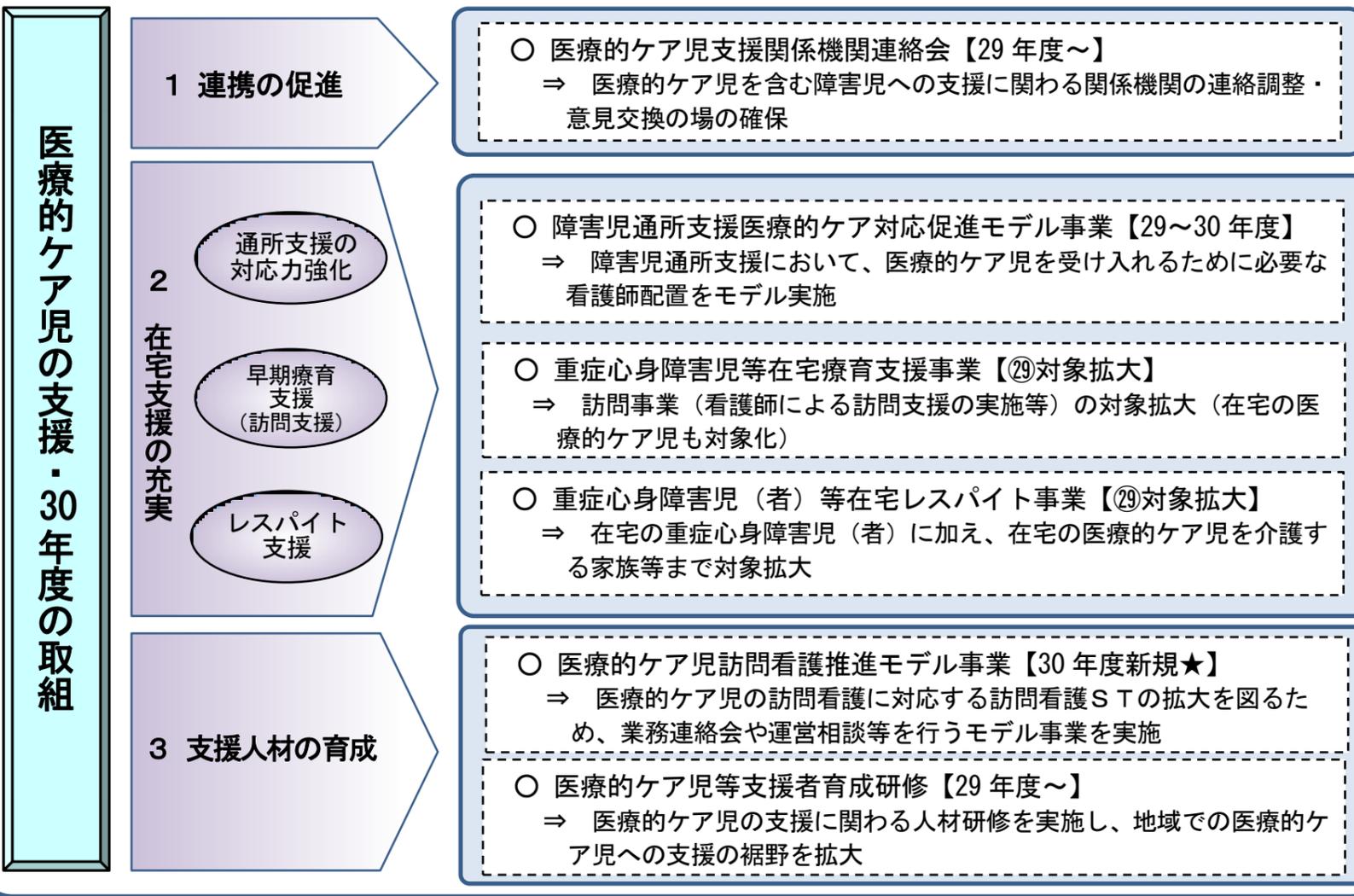
児童福祉法の一部改正(平成28年5月)

- 【障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応】
- 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。
- 【施行期日】 平成28年6月3日

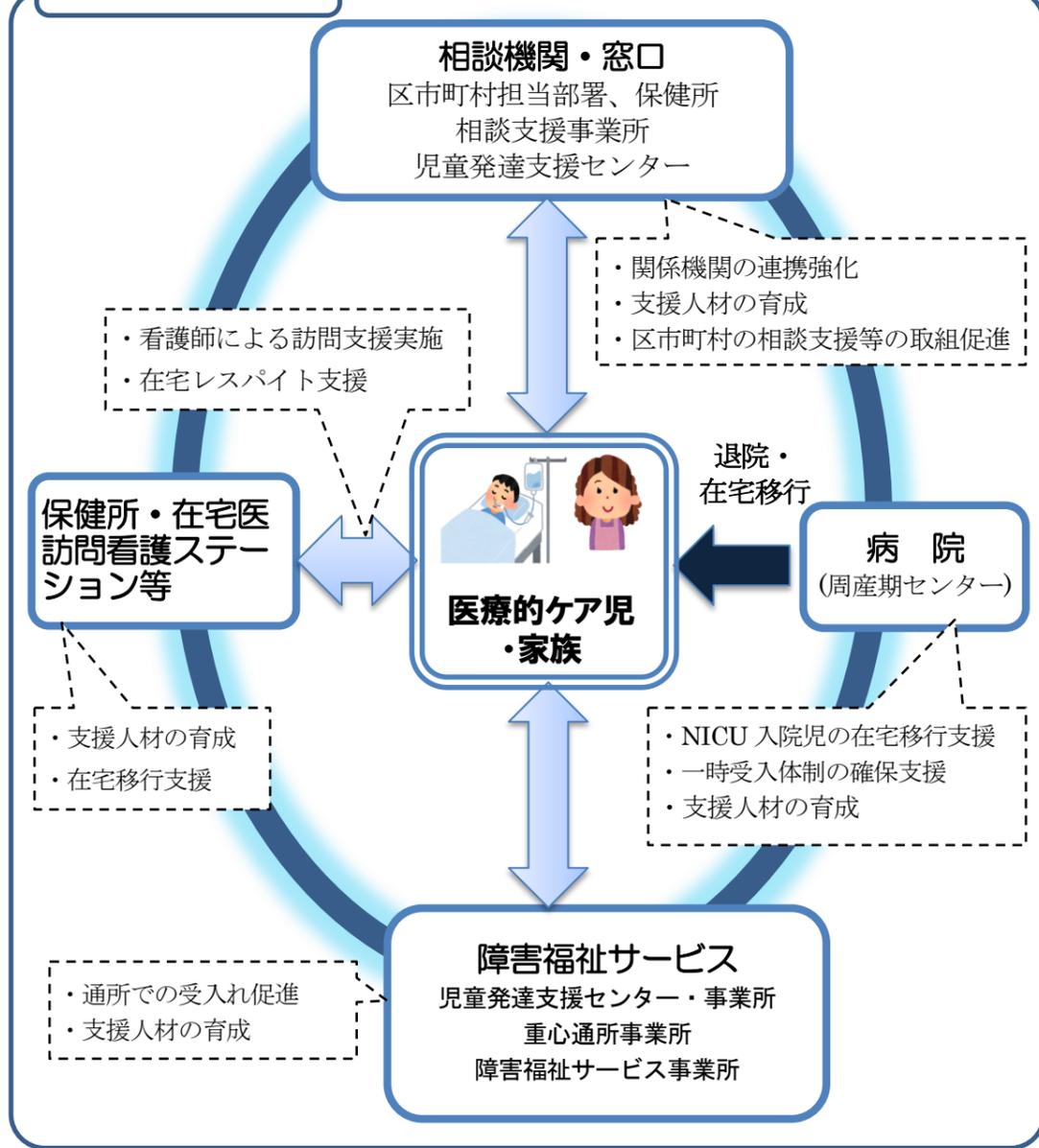
都の取組

今後の取組

- 医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や在宅生活を支えるサービスの充実に積極的に取り組む。



全体イメージ



医療的ケア児の支援・30年度の取組

医療的ケア児訪問看護推進モデル事業について

1 事業目的

医療的ケア児の訪問看護に取り組む際の障害となっている点への支援や新たに取り組む事業所の参入を促す取組を実施し、医療的ケア児の訪問看護に対応する訪問看護ステーションの拡大を図る。

2 事業期間

平成30～32年度（モデル実施）

3 実施主体

東京都（現に医療的ケア児の訪問看護に取り組む事業所に委託して実施）

4 規模

1か所

5 実施内容

(1) 医療的ケア児訪問看護推進ステーションの指定

- ① モデルエリアを設定
- ② エリア内で、医療的ケア児への訪問看護を現に行い、新規参入する事業所への支援業務を行える事業所を「医療的ケア児訪問看護推進ステーション」として指定

(2) 医療的ケア児訪問看護推進ステーションは以下の支援を実施

- ア 業務連絡会の開催
- イ 事業所運営相談
- ウ 同行訪問を主とした実践的な現場体験研修
- エ 新規参入事業者の掘り起こし

(3) 同行訪問等に取り組みやすい環境づくり

同行訪問等に参加する事業所に対して研修参加支援費の支給

(4) 研修参加事業所をHPに掲載し、都内の医療的ケア児対応事業所の拡大をPR

2 サービスを担う人材の養成・確保

(1) 障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業【新規】 **120,786 千円**

職員住宅の借り上げを支援することで、福祉・介護人材の確保定着を図るとともに、施設による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進します。

(2) 代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業【新規】 **87,471 千円**

都内の障害福祉サービス事業所等が職員の専門性の向上を図るため研修等を受講させる場合に、受講期間中の代替職員を派遣することで、福祉・介護職員の資質向上を図ります。

(3) 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業【新規】 **25,862 千円**

障害福祉サービス事業所等で働く職員が国家資格を取得する際にかかる経費の一部を補助することにより、職員の育成及びサービスの質の向上を図ります。

(4) 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業【新規】 **14,045 千円**

障害福祉サービス事業所等の経営者等に対し、人材マネジメント等の研修を実施することで、事業所における職員の定着や資質向上を図ります。

(5) グループホーム従事者人材育成支援事業【新規】 **6,693 千円**

グループホームの従事者に対し、利用者への支援を行う際に必要となる知識を習得するための研修を実施することで、グループホームのサービスの質の向上を図ります。

(6) 障害者支援施設等支援力育成派遣モデル事業【新規】 **9,856 千円**

障害者支援施設やグループホームにおいて、利用者の高齢化や障害の重度化等への対応力を向上させるため、専門職等を派遣し、施設の支援力強化を図ります。

(7) 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 **36,866 千円**

障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するとともに、たんの吸引等の業務を行う従事者の認定及び事業者の登録等を行います。